

# 国民健康保険税って どうなっているの？

平成18年度がスタートし、各税金の新年度課税も始まりました。その中で、国民健康保険(国保)税が、どのような制度で、課税方法はどのようになっているのか、もう一度確認してみてください。

国保制度は、病気やケガで医療機関にかかる時に、保険を使うことにより、お互いを助け合う制度です。会社の社会保険等に加入している人や、生活保護を受けている人以外のすべての人は、法律で加入することが義務付けられています。国保に加入している人は、医療を受ける『権利』があると同時に、保険税を納める『義務』もあります。

## 保険税を納める人は？

保険税は、世帯に課税されます。世帯主が社会保険等に加入している場合は、国保加入者でなくても、同じ世帯に国保に加入している人がいれば、世帯主が保険税を納めなければなりません。(保険税がかかるのは、加入者のみです)

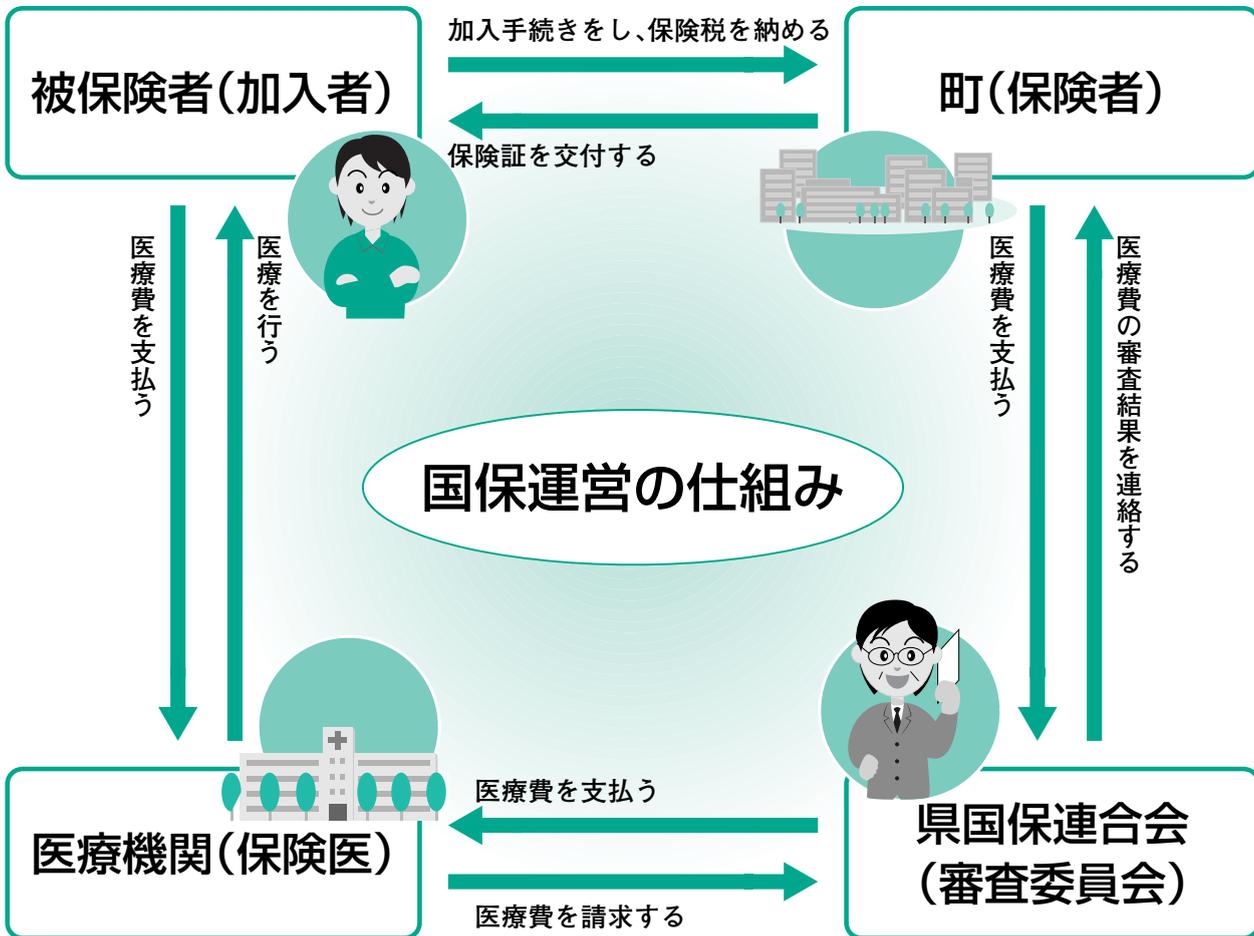
## 資格はいつから発生するの？

会社などをやめて他の健康保険からぬけた場合、その翌日から資格と保険税を納める義務が発生します。※届け出が遅れますと、資格の発生した月までさかのぼって、保険税を納めなければなりませんので注意し

ましよう。

## 年度途中で加入脱退した場合は？

途中で加入した場合は、その月から月割りで保険税が計算されます。途中で脱退した場合は、その前月分まで月割りで計算され、納めすぎとなった場合は戻ります。



# 保険税はどのように計算されているの？

保険税は、所得等に応じて次のように計算されています。今月中旬に、今年度の納付書が届きますので確認してみてください。

## 医療給付分（加入者全員にかかるもの）

所得割	被保険者1人の所得 (今年度は平成17年中の所得) を家族の中で被保険者(国保加入者)全員分を合計した額	—33万円	× 8.3%	= A	限度額53万円
資産割	今年度の固定資産税(土地・家屋分のみ)		× 45%	= B	
均等割	被保険者の家族人数		× 24,300円	= C	
平等割	1世帯につき定額		25,300円	= D	

$$A + B + C + D = \text{国民健康保険税年税額}$$

## 介護給付分（40～64歳の人『介護保険の第2号被保険者』のみがかかるもの）

上記医療分と介護分の合計額を保険税として納めます。

所得割	被保険者1人の所得 (今年度は平成17年中の所得) を家族の中で40～64歳の被保険者全員分を合計した額	—33万円	× 0.9%	= E	限度額7万円
資産割	今年度の固定資産税(土地・家屋分のみ)		× 6.1%	= F	
均等割	被保険者の家族人数		× 4,500円	= G	
平等割	1世帯につき定額		2,900円	= H	

医療分	+	介護分	= 国民健康保険税年税額
A + B + C + D		E + F + G + H	

医療費の他にも  
こんな給付があります

### ■ 出産育児一時金

国保に加入している人が、出産した時(妊娠85日以上の死産・流産を含む)に支給されます。

### ■ 葬祭費

国保に加入している人が死亡した時、葬儀を行った人に支給されます。

### ■ 移送費

移動が困難な患者が、医師の指示で入院・転院のために移送された時(国保が必要と認めた場合に限る)に支給されます。

### ■ 訪問看護療養費

医師の指示で在宅医療を受ける人が、訪問看護ステーションなどを利用した時も、保険証と一部負担金で診療を受けられます。

### ■ 高額医療費

同じ人が同じ月内に、同じ医療機関で限度額を超えて一部負担金を支払った時は、申請により超えた額が支給されます。

※各給付を受けるためには、申請が必要になります。

問い合わせ先＝税務課 住民税係 ☎9122 保険課 国保年金係 ☎9134